

## 財務規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会定款第12条から第14条の規定に基づき財務に関する事項について定める。

### (予算の編成)

第2条 財務委員長及び事務局長は、適正な予算を編成するため会長の命を受け、翌年度の予算編成大綱を定め10月15日までに各専門委員長に通知するものとする。

2 各専門委員長及び事務局長は、前条の予算編成大綱に基づき、その所管に係わる歳入、歳出予算調書を作成し11月30日までに財務委員長に提出しなければならない。

3 財務委員長は、予算調書の提出があった後、財務委員会に諮り原案を作成し、会長の決裁を受けた後、理事会及び評議員会の議決を求めなければならない。

### (予算の執行)

第3条 予算は次の各号に定めるところにより、適正かつ効率的に執行しなければならない。

(1) 歳出予算は配当された金額を超えて執行してはならない。

(2) やむを得ず予算を超えるときは、その理由と予算見積を付して財務委員長と協議後、執行しなければならない。

(3) 同一項の目間の流用は、財務委員長と協議後、執行しなければならない。

### (予算の補正)

第4条 執行上、やむを得ず項、目の予算が次の各号の定めを超えるときは、予算を補正しなければならない。

(1) 項、目の予算額が100万円未満は、10万円

(2) 項、目の予算額が100万円以上は、10%

この場合、財務委員会は6ヶ月毎に補正予算書を作成し、会長の決裁を受けた後、理事会及び評議員会の議決を求めなければならない。ただし、その補正額が総予算額の10%未満の場合は、文書により評議員会の承認を得ることができる。

### (規程の改廃)

第5条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (附則)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

### 改訂履歴

平成11年4月1日一部改正

平成16年11月28日一部改正(第2条条文中「10月15日」に変更、第4条及び第6条の条文中「及び評議員会の議決」を追加)

平成 26 年 8 月 27 日一部改正